

公立大学法人滋賀県立大学役員会規程

平成 18 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学定款（以下「定款」という。）第 14 条に規定する役員会（以下「役員会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 役員会は、定款第 17 条に掲げる事項のほか、理事長が必要と認める事項について審議する。

(職務代理)

第 3 条 議長に事故あるときは、副理事長がその職務を代理する。

(役員以外の者の出席)

第 4 条 議長が必要と認めるときは、役員以外の者の役員会への出席を求め、意見を聞くことができる。ただし議決に加わる権利は有しない。

2 定款第 16 条第 5 項の規定により役員会に出席した監事は、議決に加わる権利は有しない。

(議事録)

第 5 条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第 6 条 役員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、役員会の運営等に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。